郵 政 民 営 化 委 員 会
ご　説　明　資　料

「 郵 政 改 革 」 に つ い て

平成２２年１１月２日

全国共済農業協同組合連合会

1. 現　状 ～ 規模・契約実績等 ～

【 平成 21 年度末の概況 】

		かんぽ生命保険	ＪＡ共済
総　資　産		１０１．０兆円	４４．７兆円
保　有 契約高	件　数	元受 ４３４．３万件 再保険 ４，０３０．８万件	１，３９１．２万件
	保障金額	元受 １２．３兆円 再保険 １１２．１兆円	１７０．３兆円
新契約高	件　数	２０４．７万件	１４７．１万件
	保障金額	５．９兆円	１４．２兆円
共済掛金（保険料）収入		７．５兆円（元受 ２．８兆円、再保険 ４．７兆円）	３．９兆円
ライフアドバイザー （営業職員）		かんぽ生命保険職員 １，０８２人 郵便局（かんぽ生命代理店）２０，１９３局	２２，３８９人

（注）①出典：かんぽ生命「かんぽ生命の現状」、ＪＡ共済連「ＪＡ共済の現状」。
②「再保険」：旧簡易生命保険の再保険契約
③保有契約高・新契約高：かんぽ生命…「個人保険」（個人年金保険・財形保険を除く）
ＪＡ共済…「生命総合共済」（年金共済・財形共済を除く）
④共済掛金（保険料）収入：かんぽ生命…「個人保険」・「個人年金保険」（財形保険を除く）
ＪＡ共済…「生命総合共済」（年金共済含む・財形共済を除く）

2.「郵政改革」にかかる本会の認識

(1) かんぽ生命保険については、政府出資の日本郵政㈱からの「実質的な政府出資」が、国民に「暗黙の政府保証」があると認識され、信用補完を生じる懸念があるため、競争条件の公平性が確保されず、民間事業者の経営を圧迫するおそれがあります。

↓

(2) このため、本会は従前より、かんぽ生命保険については、日本郵政㈱が保有する株式が全て売却され、「実質的な政府出資」が解消されるまでの間(完全民営化までの間)は、利用限度額引上げや新商品発売などの新規業務の実施は認められるべきではないと主張してきました。

(3) しかし、「郵政改革関連法案」については、かんぽ生命保険への政府の経営関与を維持するために、議決権の３分の１超を日本郵政㈱が常時保有し、「実質的な政府出資」が解消されない内容となっており、「暗黙の政府保証」による信用補完が強く懸念されます。

また、以下のような点も問題であると考えます。

① 新規業務の実施が「認可制」から「届出制」に緩和されること。

② 現行では、新規業務の実施に際して郵政民営化委員会により事前に調査審議が行われることになっているが、新設される郵政改革推進委員会による調査審議は事後的に行われるものであること。

③ 新規業務の実施にかかる届出および郵政改革推進委員会による調査審議は、「日本郵政㈱に対する政府の議決権保有割合」および「かんぽ生命保険に対する日本郵政㈱の議決権保有割合」のいずれもが２分の１以下となった場合には、不要となること。

(4) 政府においては、「郵政改革関連法案」の成立にあわせ、かんぽ生命保険に対して、利用限度額の大幅引上げや第三分野商品の発売を認めること等も検討されているようですが、競争条件の公平性が確保されず、民間事業者の経営を圧迫することが強く懸念されるなかでは、このような新規業務の実施は断じて認められるものではないと考えます。

(5) 以上のことから、本会は、今後の国会審議等において、「郵政改革」および「郵政改革関連法案」について、民間事業者への影響等を十分に考慮した慎重かつ真摯な議論・検討が行われ、適切な見直しがなされることを強く要望しております。